

県内各商工会議所会頭 殿

岡山県知事 伊原木 隆太

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）  
の改正について（依頼）

このことについて、令和4年4月1日付け、個情第560号により個人情報保護委員会事務局  
長から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、  
社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において個人番号を利用する事務（個人番号利  
用事務）を行う行政機関だけではなく、従業員の社会保険等に関する届出や給与の支払調書の  
提出など事業主として他人の個人番号を利用する事務（個人番号関係事務）を行う事業者等  
を含む個人番号を取り扱う全ての者を適用の対象とするものです。

つきましては、各会員に対し、御周知いただくようお願いします。

なお、ガイドラインについてのお問い合わせは、個人情報保護委員会へお願いします。

※個人情報保護委員会 電話番号：03-6457-9680（代表）

（添付資料）

- ・新旧対照表（事業者編）
- ・事業者ガイドライン
- ・（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務にお  
ける特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A
- ・「個人情報」と「特定個人情報」～正しい理解のために～（事業者用）（令和4年4月版）
- ・マイナンバーガイドライン入門（事業者編）（令和4年4月版）
- ・マイナンバーガイドライン入門（金融業務編）（令和4年4月版）

※資料は、個人情報保護委員会ホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）に掲載されております。

岡山県総務部デジタル推進課

担当：内田

TEL：086-226-7432

E-mail：joho-myno@pref.okayama.jp